

# おしえて 保育コンシェルジュ！

古賀市子育て支援課 2023.10



## 〈保育コンシェルジュ相談時間・場所〉

月曜日～金曜日 8時半～17時

場所 サンコスモ古賀子育て支援課 電話092-942-1157

※保育コンシェルジュの業務の状況などにより子育て支援課職員が代わりに対応させていただく場合があります。



## 保育所等※の保育料はいくら？

※認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所

保育所等を利用する0，1，2歳児は保育料がかかります。

保育料は、次のように算定できます。

（ここでは令和5年9月～令和6年8月の保育料の算定方法をご紹介します。）

ご自身で算定する場合は、**あくまでも目安**としてご覧ください。

6月頃に職場や市町村から配布された通知書をご準備ください。

（会社員や公務員でない方はこの通知書がない場合があります。子育て支援課までお問合せください。）

令和5年度 給与所得等に係る市民税・県民税  
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得（所得金額調整控除後） その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得控除	雑損医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	課税標準	所得控除合計②
(摘要)				

市民税	控除前所得割額④	6月分
所得割額⑥	所得割額⑥	7月分
均等割額⑦	均等割額⑦	9月分
特別徴収税額⑧	特別徴収税額⑧	10月分
控除不足額⑨	控除不足額⑨	11月分
既充当額⑩	既充当額⑩	12月分
既納付額⑪	既納付額⑪	1月分
差引納付額⑫⑬⑭⑮	差引納付額⑫⑬⑭⑮	2月分
変更前税額⑫	変更前税額⑫	3月分
増減額⑬⑭⑮	増減額⑬⑭⑮	4月分
変更月	変更月	5月分

市民税「所得割額⑥」の金額を  
父母合算します。

合算した額を「保育所等入所のご案内」P4  
の「0歳児～2歳児の利用者負担額」に当て  
はめると保育料（月額）がわかります。

- ・政令市は税率が異なるため、「所得割額⑥」の金額に0.75を乗じた金額で計算します。
- ・住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除がある場合は、上記の方法では算出できません。子育て支援課までお問い合わせください。
- ・令和5年1月1日に父母ともに古賀市在住の場合は、保育料を子育て支援課窓口で算定できる場合があります。ご本人確認できるものをご持参ください。
- ・きょうだいがいる場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。  
きょうだいカウント方法について詳しくは「保育所等入所のご案内」P5をご覧ください。